

平成30年度第 6 回

東京都私立学校審議会（第779回）

平成30年10月15日（月）

都庁第一本庁舎42階 北側特別会議室A

午後 3 時 5 分開会

○近藤会長 それでは、ただいまから、平成30年度第 6 回「東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から報告をお願いします。

○私学行政課長 本日の出席委員は、委員20名のうち16名でございます。開会定足数は11名でございますので、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第 6 条により、本会は有効に成立しております。

次に、会議の公開については、当審議会運営細則第 7 条により、審議会は原則として公開としておりますが、本日の議題は認可に関する議案のみのため、審議は非公開となります。

それでは、本日の議案の審議に入らせていただきます。

まず、今回の新たな諮問について、事務局から説明をお願いします。

○私学部長 本日、諮問させていただく案件は、お手元に配付しております 4 件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第 8 条第 1 項の規定により、下記事案について、貴審議会の意見を求める。

平成30年10月15日付け、東京都知事名。

記、1、専門学校東京ネットウエイブの目的変更認可について、渋谷区、外 3 件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員からそれぞれご説明させていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○近藤会長 それでは、初めに既に諮問されている案件について審議いたします。

議案第 1 号は、東京山手調理師専門学校の設置認可でございます。

本件は、部会調査をお願いしておりました案件ですが、部会調査の説明の前に、事務局から経過を説明をお願いします。

○私学行政課長 経過説明の前に、本日議題となっております議案のうち、次回に継続いたしますものを除く議案第 1 号から第 3 号につきましては、各部会におきまして了承されていることをご報告申し上げます。

続きまして、議案第 1 号に関しまして経過の説明を申し上げます。

本件学校の設置認可につきましては、本年 6 月に一度諮問をさせていただきましたが、諮問

後に校地内の駐車場について、駐車場一時使用賃貸借契約が締結されたため、申請内容と現状に一部相違があるとして7月に認可不適當の答申をいただきました。

設置者は、この答申を受けて、所轄庁である世田谷区に対して行っていた設置認可申請を一旦取り下げ、当該契約を解除した後、改めて本件学校の設置認可について申請を行ってきたものです。

経過については以上でございます。

○近藤会長 続きまして、第一部会の山中委員から部会調査の調査結果につきまして説明願います。

○山中委員 それでは、議案第1号につきましてご説明いたします。

本案件は、東京山手調理師専門学校の設置認可についてでございます。

平成30年10月3日に、三宅主査、東京都私学部、世田谷区の担当職員と私で第一部会の部会調査を実施いたしました。

本案件は、7月に認可不適當の答申を出した案件の再申請となりますので、部会調査の際、これまでの経緯も踏まえ、学校法人村川学園から学校設置の目的、趣旨などについてお聞きしたところ、その意義を認識していることを確認いたしました。また、校舎、施設、設備などについては、専修学校教育を行うための基準を充足しておりました。

調査結果としては以上のとおりでございますが、設置者に対しては、いま一度、学校法人として公教育を行う役割の重要性を認識していただくようお願いし、要望・注意事項として、次の4点を伝えてまいりました。

1つ目は、学校法人としてガバナンスを強化し、生徒、保護者はもとより、地域、社会の信頼を損なうことのないよう、私立学校法等の関係法令を順守するとともに、寄附行為に基づく適切な法人運営を行っていただきたいこと。

2つ目は、学校教育法、専修学校設置基準、養成施設指定基準等の関係法令を順守し、適正な学校運営及び教育活動を行っていただきたいこと。また、認可内容に変更等が生じる場合には事前に所轄庁と十分に協議を行っていただきたいこと。

3つ目は、これまで同分野の学校を運営してきた経験を生かし、生徒の確保を適切かつ着実にを行い、安定性、継続性に留意した学校運営を行うとともに、調理師に必要とされる高度な知識と技能を兼ね備えた有意な人材の育成に努めていただきたいこと。また、業界の実情を踏まえた就職指導に万全を期していただきたいこと。

4つ目は、生徒の安全に配慮した教育環境の整備に留意するとともに、交通量の多い道路に面しているため、登下校や休み時間に近隣に迷惑をかけないように生徒を十分に指導し、近隣住民等との良好な関係を保っていただきたいこと。

申請の内容については認可基準を満たしていることから、認可を適当と認める旨の答申を行うことは問題なかろうと思います。

部会調査結果報告については以上ですが、詳細につきまして事務局からご説明をお願いいたします。

○私学行政課長 それでは、議案第1号につきましてご説明いたします。

本案件は、学校法人村川学園から申請がありました東京山手調理師専門学校の設置認可でございます。

学校の新規設置ですが、既存の建物の活用により基準を満たす校舎があることから一段階審査をとるものです。

それでは、設置要項に基づきまして、ご説明いたします。

学校の目的は、要項1に記載のとおり「本校は、学校教育法に基づき、衛生専門課程を設置し、調理師の養成に必要な知識と技術を教授すると共に、教養の向上と人格の陶冶を図ることを目的とする」でございます。

学校の名称、課程（分野）の名称及び位置は、要項2から4に記載のとおりです。

開設の時期は、平成31年4月1日を予定しております。

経費の見積り及び維持方法は、要項6に記載のとおりです。

設置者は、学校法人村川学園で、理事長は村川良夫氏、校長は村川秀夫氏を予定しております。

課程・学科別修業年限及び生徒定員につきましては、要項9に記載のとおり、修業年限1年、入学定員80名の調理師科、修業年限2年、入学定員160名の調理総合本科を設置いたします。入学定員は240名、総定員は400名です。

主要教科名は、要項10に記載のとおりです。

教職員組織、校地、校舎、校具・教具等及び図書につきましては、それぞれ要項11から14に記載のとおり設置基準を充足しております。

予算概要及び付近の状況は、それぞれ要項15及び16に記載のとおりです。

備考欄には、学校法人及び同法人設置校の認可年月日を記載してございます。

以上で、議案第1号の説明は終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

それでは、議案第1号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回新たに諮問されている案件について審議することといたします。

初めに、専修各種学校関係の案件でございます。

議案第2号は、専修学校の目的変更認可でございます。

事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第2号、専門学校東京ネットウェイブの目的変更認可についてご説明いたします。

専門学校東京ネットウェイブは、昭和58年7月1日に設置認可を受けた学校ですが、このたび、学校の目的変更認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校の目的は、要項1に記載のとおり、「本校は、学校教育法に基づき、商業実務に必要な専門技術ならびに知識と豊かな教養を身につけた健全な職能人の育成を目的とする」から、「本校は、教育基本法及び学校教育法に基づいて文化教養専門課程を設置し、ゲーム・アニメーションに関連する職業に必要な専門技術ならびに想像力、表現力を身につけた健全な職能人の育成を目的とする」に変更します。

学校の名称は、要項2に記載のとおり、「専門学校東京ネットウェイブ」から、「専門学校東京クールジャパン」に変更いたします。

課程（分野）の名称及び位置は、要項3及び4に記載のとおりです。

目的変更の時期は、平成31年4月1日を予定しております。

変更の理由は、カリキュラム等の変更により、ビジネス専門課程を文化教養専門課程に変更するためです。

設置者は、学校法人Adachi学園で、理事長は安達暁子氏、校長は後村幸司氏です。

経費の見積り及び維持の方法は、要項9に記載のとおりです。

課程・学科別修業年限及び生徒定員は、要項10に記載のとおり、ビジネス専門課程を文化教養専門課程に変更いたします。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項11から13に記載のとおりです。

備考欄には、学校法人及び同法人設置校の認可年月日を記載しておりますのでご参照ください。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございました。

何かご質問はございませんでしょうか。

それでは、議案第2号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、幼稚園関係の案件でございます。

議案第3号は、幼稚園の収容定員に係る園則変更認可でございます。

事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第3号、北山幼稚園の収容定員に係る園則変更認可についてご説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び2に記載のとおりでございます。

変更の時期は、認可のあった日といたします。

変更の理由でございますが、地域の需要に応えるため、収容定員を変更するものでございます。

設置者は、学校法人山縣学園、園長は山縣迪子氏でございます。

学級編制等でございますが、変更の内容は、現在の10学級325名を10学級350名にするものでございます。

園地、園舎、教職員組織につきましては、要項8から10にありますとおり、いずれも設置基準を充足しております。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございました。

何かご質問はございませんでしょうか。

それでは、議案第3号につきましては、認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回諮問のみで、継続審議とする案件でございます。

議案第4号は、専修学校の設置認可に係る計画承認、議案第5号は、各種学校の設置認可に

係る計画承認でございます。

議案第4号及び議案第5号は、第一部会の所管でございますので、部会の委員の皆様には部会調査をお願いいたしたいと思います。

以上で、本日の案件についての審議を終了させていただきます。

最後に、審議会日程についてでございます。

次回、11月の開催日は、21日の水曜日を予定しております。

会場は、開催案内にて改めて事務局から通知させていただきます。

それでは、これをもちまして、本日の「東京都私立学校審議会」を終了させていただきます。

ご審議ありがとうございました。

午後3時18分閉会